

公益社団法人秋田県獣医師会報投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県獣医師会報（以下「会報」という）の投稿方法等に関する事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 会報への投稿者は、公益社団法人秋田県獣医師会（以下「本会」という）の会員とする。

ただし、本会から投稿を依頼した場合はこの限りではない。

(投稿の区分)

第3条 投稿の内容及び区分は次のとおりとする。

- (1) 産業動物及び公衆衛生並びに小動物に関する学術資料、解説等
- (2) 会員の意見（社会評論、随想、本会への要望）等
- (3) 関係官公庁及び団体等の関連記事
- (4) 支部関連の行事及び地域の関連ニュース等
- (5) 本会及び関係諸団体等からの会員向けの広報及び連絡事項等

(投稿及び執筆要項)

第4条 原稿用紙は、本会指定の原稿用紙を用いるか、A4版の用紙に42文字×35行の横書きとする。原稿の構成は、題名、著者名、所属支部名（所属機関名）の順とし、本文は、1枚目の6行目から記述する。また、図表及び写真等は、まとめて原稿の最後に付し、その挿入箇所を明確に指定する。

2 投稿原稿の締切り日は、当該会報の発行予定日の概ね2ヶ月前とし、投稿原稿の送付先は、本会事務局あてとする。

3 会報に掲載した投稿原稿は返却しない。ただし、不採用になった原稿は返却する。

(原稿の審査)

第5条 投稿原稿は、広報部会においてその内容を審査し、編集方針に添わない原稿については内容の変更若しくは一部修正を求めることがある。

(謝礼)

第6条 会報に採用された原稿の投稿者には、謝礼を贈呈する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項は、広報部会の意見を聴いて会長が処理する。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。